

京都家庭裁判所委員会（第27回）議事概要

1 日時

平成28年12月21日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

石原智香子，市川ひろみ，円城得之，大島道代，大島由紀子，川田良作，川村智，小松琢，才寺篤司，佐藤卓己，刀禰隆司，村岡寛，山口基樹，横山和可子（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

松井家事部上席裁判官，金田少年部上席裁判官，大貫首席家庭裁判所調査官，松本家事首席書記官，西村少年首席書記官，畔上次席家庭裁判所調査官，藤田主任家庭裁判所調査官，島田事務局長，藤原事務局次長，小坂事務局総務課長，平手事務局総務課課長補佐，大瀧事務局総務課庶務係長，太田事務局総務課庶務係員

4 テーマ

家庭裁判所による紛争解決能力の強化—家事調停充実のための京都家裁の取組についてⅡ 「お子さんのいるご夫婦のための離婚調停ガイドンス」を中心に

5 議事概要

(1) 開会

(2) 委員異動報告及び新任委員挨拶

(3) 委員長の選任

委員の互選により，村岡寛委員が委員長に選出された。

(4) 議事

ア 前回の委員会での質問に対する回答

（ア）質問 離婚調停において，問題を明らかにすることにより，当事者の一方がはっと気づき，調停を取り下げることあるのか。

回答 どの調停事件においても，主張等が整理されていくなど，事件が進行していく中で取下げがされることはあり，それは離婚調停の場合でも同様です。

(イ) 質問 パーソナリティ障害的なメンタルを持った当事者などに対して、調停の際、調停委員への危険はないのか。

回答 委員を含めた職員への危害行為防止については、事務局を含めた情報共有を行っており、事案ごとに不測の事態にも、速やかな対応ができるように取り計らっています。

(ウ) 質問 制度を知らない方に対する広報をどのようにしているのか。

回答 京都家裁では、調停委員による無料法律相談を5月の憲法週間及び10月の法の日週間に実施しており、報道機関等にもアナウンスし、今年は高島屋、デイリーカナート、左京区役所で行いました。

また、裁判所ウェブサイトを利用したの手続案内、庁舎の公共スペースや他の公共機関に各種手続リーフレットを備え置くなどして、裁判所の手続の広報を行っています。

(エ) 質問 利用者アンケートについて、目立たないところに置いてある。また、家裁委員に対してフィードバックされていないのでは。

回答 アンケート回収箱はこれまで正面玄関と東棟1Fの待合室内に設置し、アンケート用紙は正面玄関と東棟1Fの待合室前に備え置いていたが、見直しを行い、アンケート回収箱は正面玄関と東棟1Fのエレベータ付近に、アンケート用紙は、回収箱前の2箇所、正面待合コーナー、西棟2階及び東棟全待合室（4箇所）の合計8箇所に設置することにしました。

今後、家裁委員会において半年分の集約結果をお知らせします。

イ 家事調停充実のための取組について

「お子さんのいるご夫婦のための離婚調停ガイダンス」を中心に概要を説明した。

ウ 意見交換（◎は委員長，○は委員，●は裁判所からの説明）

◎ 先ほど御説明した、前回の報告及び本日のテーマについて御質問、御意見をいただきたいと思います。なお、時間の関係上、御理解しづらかったかもしれませんので、少し補足しますと、我が国では協議離婚ということで、当事者だけで簡単に離婚ができるという制度をとっていますので、全体の離婚の87%、9割近くは裁判所が関与しないところで離婚されています。法律上、子供のことについて考えて離婚してくださいということにはなっていますが、どの程度配慮されているのかというのがわかりにくいところではあります。少なくとも裁判所が関与して離婚する際

には、そこにも十分意識をしていただいて、お子さんの今後のことも御夫婦で真剣に検討していただいた上で離婚という決断をするならば、その後の手当もきちんとしていただきたいという思いで、このガイダンスに取り組んでいるという状況であります。

御質問等よろしくお願いたします。

- 前回の報告についての質問ですが、アンケートを目立つ場所に変えたとのことですが、その効果はありましたでしょうか。

それから、ビデオの視聴について、これを取り入れられてから、その効果はあったのか、どんなところにポイントを置いて評価されているのでしょうか。

- アンケートの設置場所を変えた効果については、今のところ、回答数が劇的に増えたということはなく、特に変化はない状況です。ただ、アンケートを行っているということを、色をつけて目立つように表示し、積極的に意見をいただきたいということで取り組んでいるところです。

ビデオの視聴については、説明者からも話がありましたように、今、研究という形で、取組がどのような効果があるのかについて様々な角度から検証しており、いろいろな反応をされる方を類型別に見て、そのプロセスの中でどのような関与がこのガイダンスの後にされていたのかなど、量的な分析とともに、質的にも一つ一つの事例を見つめて検証しているところです。

- 今のガイダンスの効果ですが、お互いの大切な時間ですから、その調停事件の当事者がDVDを見られたら、事件簿等に見たというチェックを入れることで調停事件の進行に役立つものと思います。

- ありがとうございます。そういうふうに、何を当事者にお見せしたのかということとは調停委員会にきちんとわかるようにしなければいけないという問題意識を持っておりますので、今もしておりますけれども、更に明確にしていきたいと思っております。

- 全般的に見せているのはわかりますが、具体的に調停事件の当事者に既にどの部分を見せたというチェックの記載はあるのでしょうか。

- チャプターも分かれておりますので、どのチャプターを見せたというところまでも具体的にお知らせできるようにというふうに考えております。

- ◎ 実際にどのチャプターまで見たということをチェックされているということでは

よろしいですか。

- なるべくそういうふうには報告をするようには言っていますが、もう少しわかりやすい様式を作っていくように検討中です。
- ◎ ガイダンスのDVDを見たという記録は残っているということですね。一応、全編を見ていただくという前提になっているという理解でよろしいですかね。
- これは35分あり、分けて見ていただくなどいろいろな工夫はしております。ただ、基本的には全部見ていただければと思っています。
- 効果にかかわることでお聞きしたいのですが、そもそもこの親教育のビデオを見るというのは、離婚が成立することが前提なのか、あるいは思いとどまって離婚しないということがよいというふうを考えるのか、そのどちらかによって効果の図り方というのは、根本的に違ってくると思います。京都家庭裁判所では離婚を考えたときに、結果的に離婚が成立するという前提に立った議論では必ずしもないということなのでしょうか。
- そのとおりです。これは調停のかなり最初のほうで見ていただきますので、まだ離婚が合意に至るかどうかということとはわかりませんし、もちろんちゅうちょされている方もいらっしゃいます。ただ、もう別居が開始していて、お子さんたちがその板挟みになっていることが想定される案件であれば、「何も離婚を促すビデオではございません。お子さんを中心に御夫婦の問題を考えましょう。」ということで見ていただいています。先に離婚ありきとか、離婚の合意がなければ見せられないとかではなく、まだ離婚をちゅうちょされる方にご覧いただいたとしても、非常に理解が進んで勉強になったとおっしゃられる方もいらっしゃるの、そういう受けとめもしていただけるということなのです。
- 先ほどの最高裁のドラマのほうの印象ですが、離婚すると子供が不幸になるぞというかなり脅迫的なメッセージが込められているように思いますし、親教育の面で発達にかなり影響が生じますよというメッセージが込められていると思います。効果というときに、何を基準に図るのかというと、おそらく離婚成立前のほうが圧倒的に多いわけですね。この目的を離婚した人に対する効果ということに、本来は絞るべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。
- 仮にすぐに離婚に至らない場合であっても、別居が続いていれば、お子さんは、お父さん、お母さんの紛争のもとにさらされるわけなので、そういう状態につい

て、親としてどうしていったらいいかという投げかけになると思うのです。調停の場でそういう視点も押さえて話し合っていくということになると思うのです。その結果が離婚になる場合もあり、しばらく別居になる場合もあり、また場合によってはやっぱり一緒にやり直そうということもないわけではないかと思います。やはりビデオの目的は、子供を中心に自分たちの問題を考えていきましょうと伝えることにあるかと思います。

前回の家裁委員会のときも、御夫婦が自分の問題ばかりに集中してしまって、お子さんを置き去りにしてしまうという調停がないわけではないというお話しをしました。そういう御夫婦にそういう視点を持ってもらうという意味で、このガイダンスの効果があるのではないかと思うのですが。

- 先ほどの御質問と若干重複しますが、調停に来る前のステップとしても、見ていて結構おもしろい、意味のあるDVDだというふうに思いました。もっとオープンソース化するとか、例えばネットなどで視聴可能にするとか、そういう計画もあるのでしょうか。
- おっしゃるように、皆さんが広くこういうことをお知りになることは悪いことではないのではとの考えもありましたけれども、今はこういう形で裁判所に来られる方にお見せしているところです。
- 特にドラマ編での印象ですが、基本的に調査官の方のスタンスがよくわかりません。できれば離婚させたくないとか、離婚しないほうがいいよというふうな価値観を持って視聴させているのか、その前提というのはどのような感じなのでしょう。
- ◎ 前提はありません。先ほどお話ししたように、離婚というどうしても夫婦間でいろいろと議論されることが多く、夫婦でもめ出すとどうしても自分たち夫婦のことに集中してしまいます。離婚によって大きな影響を受けるのはやはり子供、特に未成年の子供です。だからその影響が大きいということをどこかで認識してもらって、それを前提に自分たちも話し合いをしてもらわなければいけないという啓発と言いますか、そのような趣旨で作ったものなのです。だから離婚を助長したり、あるいは離婚したら子供がこんなに大変になるよ、だからやめなさいというメッセージの発信というわけではないのです。最高裁のDVDも全編見てもらうとわかりやすいと思うのですけれども、どうしても子供が、その夫婦間のい

さかいに巻き込まれて大変な思いをするということになりますよ、だからそこも十分気をつけてくださいという警鐘のメッセージという趣旨ですね。ですから、先ほど「このDVDの取組の効果はどうか。」という御質問がありましたが、その効果をどこで図るのかというのが難しいところです。御覧いただいた方にどういう印象をお持ちになったのか、自分たちが気がつかなかったことをDVDを見て刺激を受けて、なるほどと思い、子供のこともについても視点を当てて考えるきっかけになったなどと言ってくれば、効果はあったことになるのですが、なかなかそれを数字で表わすというのは難しいということです。

- どちらの価値観でもないというところですけど、受ける印象はやはりそういう方向が一つあって、余計なお世話というように捉える人はいないのかなと思います。子供をそこに置いて、ちゃんと子供のことを考えましょうというのは本当にそのとおりだと思います。しかし、一步間違えれば上から目線の非常に親教育的なようにも受けとめられかねないというか、ガイダンスという言葉を使っていらっしゃることを思うと、気をつけていらっしゃるとは思うのですけれども、所長がおっしゃった啓発という言葉を使い出すと、一步間違えると、何で国にそのようなことを言われなきゃいけないのだろうかとか、運用の仕方や態度によってはそういう危惧をされることもあるのかなというふうに、ビデオ、特にドラマ編を見て思います。
- ◎ そのような印象をお持ちになったということなのですね。言葉遣いも気をつけなければいけないということでしょうか。
- 全編見ていないのでわからないのですが、内容は、もっと中立的な立場で、ポジティブな面もネガティブな面も両方あるということでもよろしいのでしょうか。例えば、夫婦げんかが家の中でずっと続いていたら、子供はしんどい思いをするけど、別れて平和になって、あるいはお父さんに暴力をふるわれることがなくなって、子供にとってはむしろよくなったというようなケースもあると思うし、両方フェアに、DVDの中では語られているという理解でもよろしいですね。
- ◎ ケース・バイ・ケースで、なかなか一言では言いあらわせないところがあります。このあたり、事例など御紹介いただけますでしょうか。
- 実はこれを試行期間中に他の弁護士と少し視聴する機会があって、一部の、特にDVなどを手がけておられる弁護士はこれを見せられるのはつらいなという意

見でした。どういうケースで見せるのかという意見が出ていて、まずは気持ちを受けとめてもらいたいのに、このビデオから入ると、いろいろと押しつけられているようで非常につらいというような意見があったのは事実です。

私自身は、今このビデオとかガイダンスで流された主旨を、いきなり子供のことを考えてと言ったら絶対ばちんと切られちゃうので、そのケース、その依頼者の様子、その気持ちをまず受けとめた上で、少しずつ少しずつ、何回も打ち合わせをしていく中で、じわっと視点を変えてあげながら伝えるということを、弁護士として心がけているつもりなので、それをいきなり初回に見せられるというのは確かにつらいものはあるという思いは非常にしました。

ポジティブな面というのは、このガイダンスを、私も35分全編見ていないのですが、確かにそういうのもあると思います。それで、決めるのはあなただよというメッセージまで入っているのかというと、多分調停に来られるお父さん、お母さんというのは自分のことで精いっぱい、子供のほうに意識が向けられていない方が多いので、それだけではなくて、という部分が強く出ているとは思いますが。それを委員の方が見られると、ちょっと上から目線で、何か教育的でちょっと勘弁してよというふうに思われてしまわれたのかなという印象です。別に裁判所を擁護するつもりはないのですが、確かにおっしゃるとおりポジティブな面というのもきっとあるわけで、こういうふうにやったら、こううまくいったよというふうなものも今後どこかで見せられたらいいと思います。

私自身前回の議論も踏まえながら、裁判所の中でこういうビデオとか、いろいろなマニュアルを作ってしまうと、どうしても内輪だけで意見、方向性が固まってしまうので、先ほどのお話だと、京都大学との研究会がスタートということでしたが、庁として取り組んだところから、もう中だけの話になってしまったのかなという気がしています。できればマニュアルや、ビデオを作るにしても、いろいろな人の意見を取り込みながら、さらに先ほどのオープンソースなどを利用して、どんどん外に広げて、今の世の中そうでないと多分、家裁は相手にされなくなるのではないかというぐらいの危機感を持っています。前回のお話の中でも、調停って何ですか、初めて知りました、このように行われるのですかと、学識経験者の皆さんですら調停制度がわからないという実態から、裁判所の職員、法曹関係者もスタートしないと、本当に時代に取り残されて、紛争解決機関としての

効果を発揮していけないのではないかという危機感を持っています。

- 今のビデオでは養育費の支払いのところは割愛されたのでどういうふうになるのかわからないのですが、厚労省の平成23年のデータでは、養育費を最後まで払っていく人は20%を切っています。公正証書を作成しておけば執行力を持つということ、書かれたものを見たのですけれども、この養育費の支払いの継続、あるいはその執行力を持つ方法をとるような指導、その辺りがどうなっているのかということがちょっと気になるところです。

資料の「京都府の子供の貧困対策推進計画」は、平成26年1月の「子供の貧困対策の推進に関する法律」の施行に基づく計画であります。

3ページに、これはかなり報道されましたので、皆さん重々御承知かと思えますけれども、子供の貧困率の推移です。国民生活基礎調査によると、相対的貧困率が非常に高くなっており、我が国においては、16.3%であります。その4行目に、ひとり親世帯の相対的貧困率が54.6%、大人が2人以上、2人以上ということはおじいちゃん、おばあちゃんとお母さんがいるのかもしれませんが、御夫婦でいられるのかもしれませんが、これは12.4%なのです。ひとり親世帯の貧困率は非常に高いです。同ページの下の方に、母子家庭の就労収入200万円未満が7割ということになっており、これは京都府の数字であります。その状態をグラフにしたものが、4ページの右上の資料です。濃い色のほうが父子家庭、その下が母子家庭ですが、この15年間で2倍に増えてきております。このような厳しい実態がある中で、少なくとも養育費は最後まで払ってほしいというのが、私ども仕事をしておりまして、子供の貧困の連鎖を断ち切らないと日本の未来がないというふうに思っております。調停離婚は1割ということですから、かかわれる部分は少ないのかもしれませんが、どのような取り組みをされているのかというのが質問です。

- ◎ 養育費でも、調停が成立すると、公正証書と同じように執行力があります。ですから、なるべく調停が成立するようにお話を進めますし、養育費について調停が成立しない場合には審判で、裁判所で幾ら幾らというふうに判断をします。審判も執行力があります。そうは言っても、任意で履行しないという場合が出てきます。制度としては履行勧告ということで、何月分の養育費を払ってもらっていないので、裁判所で履行を勧告してくださいという申し入れができます。それに

基づいて、裁判所が履行勧告をする場合があります。その履行勧告に応じて、遅れながらも払う人もいますけれども、何度勧告しても払わない、あるいは払えないという方も出てきます。そういう場合に、債務名義があれば強制執行という次の手段になります。その手続きを本人でするのは、窓口で相談すればできないこともないかと思えますけれども、面倒なのでそのままになっているという方も場合によってはいるのかもしれませんが。

また、強制執行する場合には対象がなければいけないのですけれども、給料をもらっている人であれば給料を差し押さえることができるわけですが、収入のない人については強制執行すらできないという状況になってしまうというところが、やはり貧困に関する重大な問題点だと思われます。

- 実際に強制執行しても押さえるようなものがない場合があると聞きますと、現状においても将来においても収入面で厳しいという御家庭での離婚となると、現実には養育費を払えないケースや、まず払えないだろうということが初めからわかっているようなケースもあるのかと思うのですが、そういった場合の裁判所としてのスタンスは、それは法律的に進めていくのであって、養育費はもうしょうがないなということになっていくのでしょうか。
- 離婚にあたっての養育費の改善というのが法律の分野であるのならば、行政の貧困対策委員会に法律の実務家を入れて、今後はこういうふうに学童あるいは親に対して伝えていこうというようなものを打ち出せば、多分何か動くのではないかなと思います。確かに裁判所は非常に受け身な機関で、行政とうまく連携するというのが、虐待とか一部の分野では少しずつ進めているのですけれども、普段から意思疎通を図ってこの問題、事象に対してはこういうふうに対策しようというふうにはまだまだやりきれていない機関でもあるのです。そうだとしたら、両方がこういうことを一緒にやっけていこうと、こういうことを京都でやっけていこうというふうになればいいと思いました。
- おっしゃるとおりで、貧困対策委員会をつくったときは、貧困な状態になったところから、どうその連鎖を断ち切るかに目がいていましたので、委員は教育関係者、福祉関係者にほぼ固まっています。また何年か後に次の委員会を構成しなければいけないので、今の委員のお話はそのときに考慮させていただきたいと思います。

○ ガイダンスですけれども、京都家裁独自の取組みとして、ガイダンスを作られたり、振り返りのシートを作られているのは大変敬意を表したいと思うのですが、対象が未成年の子のいる方で、年齢層はおそらく50歳以下ぐらいかなと思うのですが、それにしてもちょっとDVDのクオリティーが低過ぎるのではないかと思います。最近の若い方はいろいろなメディアに接しているのに、ああいうDVDを静止画で35分間見せられる方はたまらないのではというのが感想です。最高裁のビデオは物語になっているので、ずっと流し見はできると思うのですが、静止画のガイダンスをチャプターごとに見せられるのはちょっときついかないと思いました。

大半の方に良好な受けとめをされているというふうに書かれているのですが、おそらく調査官の方からどうでしたと聞かれたら、だめでしたとは言にくいと思いますし、他庁へいろいろこういうのは広がっていくのはいい事だと思うのですが、オール裁判所で、もう少し予算をつけて、もっといいものを作られた方がいいのではないかと思います。

○ DVDやガイダンスにしても、ドラマ仕立てにするとか、ああいう形でまとめられているというのは、私は非常にわかりやすくていい取り組みだと思います。描き方の問題も、細部に不備はあるにしても、表現の仕方としては、私はいいと思います。手づくり感が満載で、確かに見にくい部分もありましたが、京都独自の取組みとしてはよく頑張っているというふうには思いました。

ただ、描き方について、全体的にトーン、イメージが暗くて、これからやるのが悪いことのように見えるのですよね。調停ということ自体は別に悪いことではなくて、もちろんいいことでもないのですが、一つの事実であることは確かなので、あまりそのトーンを落とすと、何かこれから悪いことをするような、悪いところに行くようなイメージを持たれて、あるいはドラマにしても、親が悪いことをしているように捉えてしまうと、どうしてもそのイメージだけが先行してしまうところがあるので、明るくすることは必要ないのですが、ポジティブな部分も入れたりしながら、全体的にニュートラルなトーンにされるとか、PGが使われるとか、CGを工夫されるとか、コスト面で限界はあるのでしょうか、そういう工夫で大分イメージが変わってくるのではないかと思います。取組自体は、非常にいい取組だと私は思うので、もう少し当事者が冷静に見られ

るように表現の工夫をされたらどうかと思いました。

- ガイダンスにつきましては、各委員がおっしゃったことと私も同じような意見で、やはり裁判所のイメージはまだまだ暗い、何かこう悪いことがあるようなイメージがまずあるということと、調停というのもすごく重たいイメージがあるので、これから調停をされる方に対して見てもらうこういうDVDなどは非常に考えていらっしゃるのよいことだと思いますが、一層重いイメージを与えてしまうのではマイナスになるのかなと感じました。

次に、アンケートの集約を見まして、余りいいようなことは書いていなかった。なぜかという、アンケートだから文句のある人だけが投函しているのではないかというイメージを受けました。ありがとうございますという気持ちで帰っていかれる方もたくさんおられる中で、投函する方は何か不満があるから投函するというイメージです。

また、このアンケート集約の中で、どこで知ったのかというところは、アンケートに頼らずに、来所された方にお聞きになられたらどうかというふうに感じています。

私は、社会保険労務士として、労働問題などの無料相談の窓口を設けたりということをしてやることがあるのですが、必ず、どこでお知りになってこの会場に来られたのかをお聞きをしています。そういうところから何で知った方が多いのかがわかると思うのです。ただ広報していますよ、アンケートを見やすいところでやっていますということではなくて、効率的な広報の仕方を私は裁判所に望んでいます。そのためにはまずどこで知ったのかという入り口のところで、もう少しフィードバックできるようなやり方はないのかなと思います。来所された方にどういう経緯で裁判所の手続を知りましたかと聞くこと自体はそれほど難しいことではないと思いますので、アンケートではなく、初めの入り口のところでお聞きになって、意外に新聞が多かったとか、インターネットは意外に少なかったなどと傾向がはっきりしてくるのではないかと思います。限られた予算の中での効率的な広報の仕方がそこに見えてくるのではないかと思います。感じましたし、裁判所にはそれを期待しております。

- 私の要望は、このパンフレットですけれども、ここにはお子さんのいる御夫婦のためのというふうにタイトルがついて、離婚調停ガイダンスとなっています。

もちろん、調停の成立に向けてのパンフレットだろうと思うのですが、もっと家庭裁判所というところはどういうところなのかというところも含めて案内をいただけたらと思います。私の事務所に来る人でも、裁判所で決められたことはもうそれは絶対なものなのだ、そういうふうに思っていて、でも実は今こんな困った状況になっているのだというふうに相談に来られる方がいらっしゃいます。いみじくも平成21年5月21日の家裁委員会のテーマは、「親の紛争に巻き込まれた子の福祉と家庭裁判所の役割について」というもので、よく似た議論がされています。そのときの委員の発言を要約して申しますと、「一回裁判所でお世話になったら、あとはもう自分で処理しなければと諦める人が多いと思いますので、ぜひとも調停成立のときなどにいついていただきたい。」という意見に対して、裁判所の回答は、「少なくとも子の監護に関する事件は変動していくものだから、その時々に応じて、また困ったことが起こったら、いつでも申し出てくれば、それなりに対応していく態勢であること、裁判所もできるだけ当事者にそれが伝わるようにしていきたい。」と回答しておられます。そういった点も踏まえて、ここがゴールだったとしても、その後もまだ裁判所はかかわりますよ、子供に関してはそれでおしまいではないのだと、裁判所の関与をもっと前面に出したものを、御案内いただけたら、後で苦しまずに済む方がいるように思いますので、御配慮いただけたらと思います。

- 前回から解決とは何か、何をもって解決とするのかというところはとても大きなテーマだと思うのですが、子供については、調停が終わっても全然解決にはならないですよ。ずっと続いていくことだと思います。一つは時間軸をもっと長く見る必要があるということ、もう一つは平面軸というか、裁判所だけでできることはすごく限られているので、連携をしてもらいたいなと思います。前回も言ったのですが、京都大学と連携されているというのはとてもいいことだと思いますし、今回のビデオも厳しい意見がたくさんありましたけれど、私はすごくよかったです。すごく頑張ってつくられたのだなと思いました。理由は、子供の視点から見ましようということをすごく強調されて描けていたからだと思います。以前から何回も言っているのですが、子供の権利条約の理念を表しているのではないかと思うのです。子供の視点から考えて、この離婚がどういう意味を持つのかという視点に立ってみんな考えましよう、子供の最善の利益を考

えましようということをおっしゃりたいのだと思ったので、その点はとてもよかったですと思います。今日タクシーに乗って来るときに、「家庭裁判所まで。」と言ったら、「お仕事で行かれるのですか。」と言われて、「そうです。」と言ったら、「よかったですね。」と言われたのです。「自分は行きたくないですね。」と言われて、「家庭裁判所に行ったら問題が解決するかもしれないし、いいところですよ。」と答えたのですが、そういう認識なのです。暗いとか、悪いことをした人が行くという感覚なのですけれど、もっとオープンにしてもらって、しかも家庭裁判所でできることは限られている、それはもちろん大学もそうなのですが、限られているので、子供の視点に立って、子供の最善の利益を果たすためには何が必要かという視点に立てば、例えばお配りいただいた資料の中には福祉の人も入っていらっしゃるし、それから実際に活動されているNGOの方も入っていらっしゃるのですよね。そういう方たちと具体的に連携していくことが大切なのではないかと思います。調停に来られる人は自分のことだけで精一杯で、いろいろしんどいことがあり離婚になるかもしれない。目配りがいろいろなところまでできないという状態だと思うので、大丈夫です、こういう選択肢があります、お金で困っているのだったらこういう選択肢が、精神的なしんどさがあるのだったらここに相談窓口がありますというふうに、具体的に示していくことが必要だろうと思うのです。しかもいつでも来てくださいではだめだと思うのですね。いつでも来ていいよと言って、来る人は元気がある人です。自分で問題を認識して、自分にとってはこれが問題なのだということをちゃんと把握できて、かつ正しい相談窓口を見つけて、そこまで歩いて行くとか電話するとかメールするとかという気力がある人なのです。その気力がない人が、実は一番ニーズがある人なので、働きかけるとか、ちょっとしたサインを出したことが解決につながるような仕組みが必要だと思います。ですから、オープンソース化は是非してもらいたい。これは調停にまで至った人だけではなくて、普通の親にも知ってほしいという気がするので、もっと検索にヒットし、みんなに知られる形でアップすればいいのではないかという内容だと思いました。

子供を中心に見るということはとても大切です。子供には親が離婚することの責任もないし、不利益を被る責任もないし、親が貧困であるために勉強ができないということについても責任がないのですよね。では誰の責任か。親の責任かとい

うと、それも違うと思うのです。もっと社会で捉えていく必要がある。個人の問題にしてしまうと、やはり限界がある。今は強制執行しようと思ってもできなかったら、そこで終わりということなのですよ。子供にとっては問題は続いており、解決していない。ではどうやって解決していくのかというと、もっと違うところにアプローチする、それは行政かもしれないですが、そこまで広い視点を持つことは必要ではないかと思いました。

◎ 裁判所の力でどれだけのことができるのかというところはありますけれども、そういう御意見を踏まえて、できるだけ裁判所もいろいろと工夫してみたいと思います。

○ オープンソースにするということで、ウェブに掲載する場合は、著作権のことは問題ないですし、ほかに何か不都合なことがあるとも思えません。協力した京都大学も社会貢献として宣伝できるし、おそらく当事者には何の不利益もないと思うのですが、できない理由はあるのですか。

○ 私だけちょっと皆さんと感覚が違うのかもしれませんが、裁判所はやはり第一義的には紛争解決機関だと思うのです。それなのにこのような啓発ビデオを作られたこと自体驚いて聞いていたのですが、それを一般の社会に向けて発信するというのにはまだ壁があるのではないのでしょうか。紛争解決機関であるならあのガイダンスを紛争解決のためにもう少し利用されたらどうかと思っていて、せっかくそれを見せているのであれば、後から紛争を解決していく調停委員も、当事者がこれをどのように受けとめているのか、「あのビデオにこういう場面がありましたよね。」というように、うまくこのガイダンスを使って調停を進めていかれたら、このガイダンスの意味はあるのかなと思って聞いていました。

○ 子供の養育費について、「なぜ、子供に養育費を支払うのか」とか「養育費の支払いは了解するが、配偶者が使うので支払わない」という話が、以前はよくありましたが、近頃は面会交流が定着してきましたので、養育費と面会交流とを上手にセットして解決に向かうという印象があります。

次に、調停事件の進行について、調停委員の研修に出席する委員、欠席する委員はいつも決まっており、これを改善することが常に話題になっています。あまり参加していない調停委員は任期更新時の資料とするなど、研修の参加を強制するのはおかしいのですが、自分のスキルアップに繋がることを考えて、研修の

参加者が増えるような工夫が必要だと思います。

○ 前回の委員会での調停をどうやってよくするかという話について、調停委員はそれほどインセンティブがあるわけではないし、権限もそれほどあるわけではない中、すごく大変な思いをして頑張っておられると思うのです。それなのにさらにこれも足りないし、ああいう研修を受けた、こういう研修も受けてというのは、ちょっと求め過ぎなのではないかと思いました。資料を見ていると、調停事件の数も一時期と比べたらピークを過ぎて減ってきているけれども、調停委員に求められるものが増えているのだったら、調停委員のスキルアップや充実などを求めるより、むしろもっと裁判所の職員自体が、具体的にふさわしい人は誰なのかわからないですけども、その方がもっと積極的に関与してサポートするというのが本来的な姿勢なのではないかと思いました。もちろんそのためには予算や人などが必要なのでしょうけれども、それは多分中から言っても声が通らない話だと思うので、外部からの声ということで、この家裁委員会の場で、そういう声があるのだということをお知らせしてもらいます。

◎ いろいろとお気遣いいただきましてありがとうございます。調停委員に多くを求め過ぎるのはよくないということですが、非常に能力の高い方に調停委員になっていただいていますし、いろいろな研修もあります。また、調停委員だけに任さないで裁判所の人間がいろいろサポートすべきだという点については、先ほどあったように、家庭裁判所調査官がいろいろサポートをしたり、また裁判官も調停委員と一緒に調停委員会というものを構成しており、裁判官が適宜のときに一緒に入って評議をすることによって、問題の解決に向かう道筋をいろいろと協議をするということになっています。その評議をできるだけ回数を増やしたり、あるいは力を入れていこうということで、態勢を裁判所のほうでもいろいろ工夫しながらとっているところです。

○ 先程、裁判所の広報に関し、来所の経緯を尋ねるなどの方法について発言しましたが、これについて、御検討していただいて次回にまたお答えいただきたいと思います。

(5) 次回日程、閉会

次回の委員会は、平成29年6月28日（水）